

発行番号：1

2020年3月31日

ニュースレター  
企業・雇用主へのお知らせ

---

## COVID-19

### 企業・雇用主のための COVID-19 対応に関する法的留意点 (前編)

#### 加州及びベイエリア地域の屋内退避指令に遵守するための備えと対処

---

本ニュースレターの前編では、企業及び雇用主が COVID-19 に対応するにあたり、事業運営、雇用上の法的リスクを最小限に抑えるために、以下の情報を役立てていただくことを目的としている。

- カリフォルニア州及びベイエリアの企業及び雇用主に関わる特定の条項に焦点を当てた COVID-19 関連屋内退避指令の概要及びタイムラインについての説明
- 屋内退避指令における遵守義務事項の重要点
- COVID-19 関連屋内退避指令遵守のために、企業が検討すべき法的課題の見極めと、屋内退避指令が業務に及ぼす影響

このニュースレターが、米国で事業展開をしている日系企業と日本本社にとって、COVID-19 屋内退避指令によって現地管理職が抱えている法的な課題をより理解し、運営上・雇用上の意思決定をするための戦略的準備材料となれば幸いである。Yorozu 法律事務所では、経験豊富なプロフェッショナル・チームによる、事業運営及び雇用上のリスク管理のための法的支援をしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

---

## 概要

最初に中国で発生した新型コロナウィルスの集団発生（以下「COVID-19」）は、住民、地域社会、事業運営、国家、及び世界経済といった広範囲に影響を及ぼしながら、急速に拡大し続けている。米国疾病管理センター（US Centers for Disease Control and Prevention、以下「CDC」）は、現在、旅行者からの感染とは異なる、感染経路がわからない市中拡散が報告されている 27 州を含む、全 50 州から報告されている COVID-19 の感染者数から、米国全土において大流行の初期段階であると表明している。2020 年 3 月 22 日現在において報告・確認されている感染者数の 5% はニューヨーク市地域であるとニューヨーク・タイムズ紙が記載しているように、ニューヨーク州では著しい影響が出ている。COVID-19 の感染拡大問題は、カリフォルニア州にも著しい影響が出ており、カリフォルニア州保健福祉局長官は、2020 年 3 月 25 日の記者会見において、カリフォルニア州における COVID-19 の感染者数は（検査件数の増加も関連していると思われるが）3-4 日毎に倍増しており、ニューヨーク州の感染速度と同等であると述べた。カリフォルニア州では、州、郡、市政レベルの政府機関全てにおいて、COVID-19 の集団発生に対して、これまでには無かった、住民及び事業の衛生、安全、及び福祉を保護する屋内退避指令（shelter in place）及び指針（guidance）を発行している。

カリフォルニア州屋内退避指令は、カリフォルニア州内の事業や住人に広範囲にわたって著しい打撃を与えている。（そして、同指令は、他州の事業や住民にも影響を及ぼしている。）同指令発令後の数週間の間に、他の約 30 の州や地方自治体も「自宅待機（stay at home）」指令や屋内退避指令を施行している。これらの指令は、COVID-19 の感染拡大のスピードを遅らせることで、生命を救い、医療保険システムの崩壊による公衆衛生危機の可能性を減らすことを目的とした抜本的な処置である。

このような状況の中、カリフォルニア州内の事業は、州と自治体の様々な指令を遵守するにあたり、大きな問題に直面している。下記詳述のとおり、企業は、発令された屋内退避指令に基づき、その事業の業種、または事業が提供しているサービスが「必須」か「非必須」かを決定しなければならない。その決定により、企業は、(i) 事業所での現場業務を継続する、(ii) 事業所での現場業務を、規定された最低限必要な基本業務に減らし、残りの全従業員が在宅勤務できるようにする、あるいは、(iii) 屋内退避指令が解

除又は緩和されるまで、全業務を停止する、のいずれかの運営上の選択を迫られることになる。また、多くの企業が、屋内退避指令に伴う経済的影響や、在宅勤務ができない従業員がいるといった理由から、従業員の解雇や一時的解雇、給与の減額や労働時間の短縮といった難しい決断をせざるを得ない困難な状況の中にあっても、様々な雇用法や関連する法律に遵守できる体制を整えることが重要になってくる。

本ニュースレターの前編では、カリフォルニア州における企業及び雇用主が現況の困難を切り抜けるにあたり、以下の情報を役立てていただくことを目的としている。

- カリフォルニア州及びベイエリアの企業及び雇用主に関する特定の条項に焦点を当てた COVID-19 関連屋内退避指令の概要及びタイムラインについての説明
- 屋内退避指令における遵守義務事項の重要な点
- COVID-19 関連屋内退避指令遵守のために、企業が検討すべき法的課題の見極めと、屋内退避指令が業務に及ぼす影響

企業は、事業所の所在地、並びに在宅勤務をしている従業員が所在する、その州及び自治体の屋内退避指令に遵守する義務がある。本ニュースレターは、カリフォルニア州とベイエリア 6 郡が発令した、すなわちカリフォルニア州で一番最初に発令された COVID-19 屋内退避指令の遵守に焦点を当てている。

また、ニュースレターの後編では、COVID-19 感染が拡大する渦中で、企業・雇用主にとって事業運営及び労働力管理の実務面において有用と思われる下記の内容を網羅している。

- 連邦「ファミリー・ファースト新型コロナウィルス対策法（Families First Coronavirus Response Act : FFCRA）」に基づく雇用主の有給休暇付与義務
- 事業所において現場業務を継続する際の最善措置
- 従業員が在宅勤務をする際の最善措置
- 従業員の解雇、一時解雇、減給、労働時間の短縮に関する法令遵守
- COVID-19 の世界的流行下における契約条項の見直しと保護的な法規定や条例等の適用判断

このニュースレターが、米国で事業展開をしている日系企業と日本本社にとって、COVID-19 屋内退避指令によって現地管理職が抱えている法的な課題をより理解し、運営上・雇用上の意思決定をするための戦略的準備材料となれば幸いである。Yorozu 法律事務所では、経験豊富なプロフェッショナル・チームによる、事業運営及び雇用上のリスク管理のための法的支援をしておりますので、お気軽にお問い合わせください。

## 遵守義務事項の概要、タイムライン、及び重要点

### 1. カリフォルニア非常事態宣言：

カリフォルニア州では、2020年1月後半に最初の COVID-19 感染者が確認されて以降、瞬く間にカリフォルニア州全域に広がり、カリフォルニア州公衆衛生局は、2020年2月下旬からカリフォルニア州における COVID-19 の市中感染が確認されていることを指摘し、2020年3月4日にギャビン・ニューサム知事が非常事態を宣言した。

### 2. サンフランシスコ・ベイエリアにおける屋内退避指令の発令：

2020年3月16日、サンフランシスコ、サンタクララ、サンマテオ、アラメダ、コントラコスタ、マリンの各郡の公衆衛生局は、COVID-19 の感染抑制策として、各郡における地域住民の集会を禁止し、住民の活動や事業の運営を厳しく制限する、屋内退避指令を発令した。本日（2020年3月31日）、上記6郡にソノマ郡が加わり、ベイエリア7郡及び1市の公衆衛生局は、以前発令した屋内退避指令を撤廃し、それに代わる新しい指令を発令した。新指令は、これまでの指令で分かりにくかった部分を明確にし、また、遵守規定がより厳しくなった。

#### 2.1 適用対象：

住民及び事業には、居住・所在する地の市や郡が発令した、その地の屋内退避指令が適用される。ベイエリア 6 郡における屋内退避指令及び追加指針はそれぞれおおよそ似通ってはいるが、本ニュースレターにおいては、具体例として、2020 年 3 月 31 日に発令されたばかりのサンフランシスコ市・郡からの屋内退避指令（以下「SF 指令」）を考察する。SF 指令は、サンフランシスコ市・郡に居住する全ての住民に適用される。

## 2.2 発効日：

サンフランシスコ市・郡からの最初の屋内退避指令は、2020年3月17日付けで施行され、サンフランシスコ衛生局が延長、解除、あるいは修正しない限り、当初は2020年4月7日まで適用されることになっていたが、2020年3月31日付けで施行されたSF指令は2020年5月3日まで適用されることになった。前指令同様、SF指令の期限は、状況次第では、サンフランシスコ衛生局の判断で延長、解除、あるいは修正される可能性もある。

## 2.3 要請事項：

### (a) 住民への要請事項：

SF指令は、サンフランシスコ内の全住民に、自宅に屋内退避することを要請している。住民は、可能な限り他人との距離を取る（ソーシャル・ディスタンス）要請に従う前提で、次のような限られた目的に必要な場合にのみ外出が認められる：(i) 自分自身、家族、又は世帯員（ペットを含む）の健康及び安全のために必要とされる活動、例えば、食料品の買い物、医療用品又は医薬品の調達、医師の受診、散歩（又はその他の自宅近辺での野外運動）、在宅勤務に必要な物の調達、及び非必須事業における最低限の基本業務（後述 2.3(b)を参照）、又は(ii) 必須事業のための労働又は必要不可欠なサービスの提供（こちらも後述 2.3(b)を参照）。

### (b) 事業への要請事項：

SF指令は、全事業に対して、その事業が必須事業又は必要不可欠なサービス提供に分類されない限り、サンフランシスコの施設における全業務を停止することを要請している。

- 必須事業には、病院及びヘルスケア提供者、食料品店、フード・バンク、コンビニエンス・ストア、ガソリン・スタンド、銀行、工具店、自動車修理業、自転車屋、持ち帰り・宅配のレストラン、及びコイン・ランドリーを含むがその限りではない。

- 必要不可欠なサービスとは、必須事業により提供される事業、必要不可欠な政府機能を維持するためのサービス、及び必要不可欠と指定され得るその他サービスを含むがその限りではない。（例えば、教会活動は必須事業に分類されないが、フード・バンク等の必要不可欠なサービスを提供する場合もある。SF指令では、教会の対面式宗教サービスは遂行の停止が要請されているが、フード・バンクサービスの継続は認められる）。
- 必須事業又は必要不可欠なサービスを提供する事業は、SF指令から免除される。これらの事業は、以下の規定に従うことを前提に、業務を継続することが認められ、かつ奨励される。事業主は、(i) 現場での業務を最小限に留めるために、出勤は必要に迫られる場合だけに限り、かつ、出来る限り多くの従業員を在宅勤務にする、(ii) その企業の現場業務のあり方に見合ったソーシャル・ディスタンスに関する具体的な社内規程を書面にて作成し、従業員に配布する、(iii) 可能な限り従業員や顧客がソーシャル・ディスタンスを実践するように徹底する。

その他の非必須事業や必要不可欠なサービスを行わない全事業は、可能な限り従業員がソーシャル・ディスタンス要請に従うことを前提に、最低限の基本業務遂行に必要な従業員をその事業所に配置することのみが認められる（従業員の在宅勤務を可能にするための作業、事業のセキュリティ維持、給与支払及び従業員のベネフィット処理、又はそれらに関連する機能を遂行するために必要とされる最低限の活動と定義される）。

- ソーシャル・ディスタンス要請には、次が含まれる：世帯員でない住民から6フィート（約1.8メートル）のソーシャル・ディスタンスの維持、石鹼と水を使った最低20秒間のこまめな手洗い（又は除菌液（ハンド・サニタイザー）の使用）、咳やくしゃみの際は（手ではなく）ティッシュ、袖、又は肘で覆う、頻繁に触る表面（ドアの取っ手、エレベーターのボタン、共用の電話やキーボード、及び洗面所の表面）の定期的な清掃、そして握手をしない。

SF 指令は、事業運営の形態に影響を与え、非必須事業の事務所又は施設への従業員の通勤や労働を禁じていることに留意されたい。非必須事業は、従業員が在宅勤務によって業務を継続する形態であれば、SF 指令を十分に遵守することになる。

#### 2.4 罰則：

SF 指令の違反は軽犯罪であり、1,000 ドル以下の罰金や 1 年以内の禁固刑の対象となる。SF 指令は発令されたばかりで、強制力及び取り締まりに関する追加情報は今後発表されることになる。予備事項としては、現時点では SF 指令の罰則施行を行う計画はないように思われ、政府当局は企業や住民の自主的な法令遵守に大方頼っているように見受けられる。

### 3. カリフォルニア州全域屋内退避指令の発令：

2020 年 3 月 19 日、ニューサム知事は、カリフォルニア州内の地域住民の集会を禁止し、住民の活動や事業の運営を厳しく制限する、州全域の屋内退避指令「州知事命令 N-33-20」（以下「CA 指令」）を発令した。CA 指令は、カリフォルニア州全域における一貫した COVID-19 感染拡大抑制策として、カリフォルニア州住民の健康と安全を保護するために発令された。

#### 3.1 適用対象：

CA 指令は、カリフォルニア州に居住する全ての住民に適用される。

#### 3.2 施行日：

CA 指令は、2020 年 3 月 19 日付けで施行され、追って通知があるまで適用される。

#### 3.3 要請事項：

CA 指令は、カリフォルニア州内の全住民に、自宅あるいは居住している場所にとどまることを要請している。住民は、可能な限り他人から 6 フィート（約 1.8 メートル）の距離を取ること（ソーシャル・ディスタンス）を前提として、次のような限られた目的に必要な場合にのみ外出が認められる：(i) 住民自身、家族構成員、又は援助を必要とする友人のために必要な活動、例えば食料、処方薬、もしくはヘルス

ケアの調達、又は(ii)下記の重要インフラ部門にある事業、あるいは必要不可欠なサービス提供に関する労働。

- 現時点で連邦政府により規定され、CA指令に組み込まれた重要インフラ部門（<https://covid19.ca.gov/img/EssentialCriticalInfrastructureWorkers.pdf>）には、公衆衛生・ヘルスケア、法執行、食品及び農業、エネルギー、輸送、公共事業、コミュニケーションや情報テクノロジー、金融サービス、及び重要な行政業務が含まれる。
- 必要不可欠なサービスには、食料品店、フード・バンク、薬局、ガソリン・スタンド、コンビニエンス・ストア、持ち帰りのレストラン、銀行、工具店、及びコイン・ランドリーやランドリー・サービスが含まれる。

#### 3.4 罰則：

CA指令の違反は軽犯罪であり、1,000ドル以下の罰金及び・又は6ヶ月以内の禁固刑の対象となり得る。CA指令は発令されたばかりで、強制力及び取り締まりに関する追加情報は今後発表されることになる。予備事項としては、現時点では政府当局は企業や住民の自主的なCA指令の遵守に大方頼っているように見受けられる。

#### 4. CA指令と自治体の屋内退避指令の相互作用：

CA指令と自治体の屋内退避指令の相互作用については、未だ具体的な指針が発表されていない。そのため、当面は、ベイエリアの事業及び住民は、CA指令と他に適用されるあらゆる自治体の屋内退避指令の両方を遵守することを勧める。もし2つの指令の間に何らかの矛盾がある場合には、住民及び事業は、より制限が厳しい指令に従うことを勧める。事態は急速に進展している状況であり、CA指令及び自治体の屋内退避指令は短期間で緊急に作成・発表されたことに留意されたい。州及び地方自治体から、追加の指針及び奨励事項の発表が待たれる。

サンフランシスコ郡やサンタクララ郡を含む幾つかの地方自治体では、州と自治体の屋内退避指令は一致していて両方が適用されるという立場を取っている。しかしながら、カリフォルニア州は現時点で見解を明らかにしていない。（因みに、カリフォルニア州は当初、州と自治体の指令は共存すると表明した。カリフォルニア州COVID-19対応ウ

エブサイトで最もよくある質問の一つが「CA 指令は、自治体の屋内退避指令とどう相互作用するのか？どちらを優先すべきなのか？」である。その後削除されたものの、当初のカリフォルニア州の回答では、もし自治体の屋内退避指令がより厳格な場合は自治体の屋内退避指令が適用されるが、より緩い場合はそうではない、と述べられていた。現時点での回答では、質問には直接答えずに「CA 指令は州全域にかかる屋内退避指令である」とだけ述べている。<https://covid19.ca.gov/stay-home-except-for-essential-needs/>)

### **COVID-19 関連屋内退避指令の遵守に当たって企業が検討・判断すべき法的課題；屋内退避指令が事業運営に及ぼす影響**

CA 指令及び地域の郡又は市からの屋内退避指令及び関連指針は、カリフォルニア州内の事業運営に、即座に直接的な影響を及ぼすことになる。CA 指令及び自治体の屋内退避指令を遵守するために、弁護士と相談の上で下記について検討・判断することを勧める。

- 事業が、CA 指令及び自治体の屋内退避指令における必須事業であるか否か。必須事業は、政府当局からのソーシャル・ディスタンスの要請及び COVID-19 ベストプラクティスの忠告に従って、通常通りの業務を継続することが認められ、かつ、奨励される。
  - 必須事業の例としては、次の事業がある。医療従事者、食料品店、コンビニエンス・ストア、レストラン（持ち帰り・宅配のみ。店内での食事は不可）、薬局、自動車修理業、工具店、ガソリン・スタンド、倉庫、交通サービス、前述事業に物資を供給する工場・配送といったサプライチェーンに属する事業。
  - 非必須事業の例としては、次の事業がある。衣料品店、本屋、美容品店、宝石店、靴屋、映画館、美術館、博物館、スポーツ観戦・コンサート施設、スポーツジム、娯楽施設、美容院、理容院、SPA、カジノ、競馬場、ボーリング場、ゴルフ場、レジャー施設、宿泊施設、エンターテインメント業。
  - 全ての例を列挙することは難しいので、その他の小売業、製造業、研究開発業、旅行業、それ以外のサービス業については、屋内退避指令から免除されるか判断するにあたり、弁護士と確認することを勧める。

- 事業が、CA 指令及び自治体の屋内退避指令における、必要不可欠なサービスを実施しているか否か。必要不可欠なサービスを実施している事業は、政府当局からのソーシャル・ディスタンスの要請及び COVID-19 ベストプラクティスの忠告に従って、その必要不可欠なサービスの実施を継続することができる。
- 事業が、非必須事業であり、必要不可欠なサービスを提供しない場合に、従業員の在宅勤務によって業務遂行が可能か否か。屋内退避指令は、従業員が在宅勤務する場合には業務の遂行を制限しない。
- 従業員のテレコミュニケーション、業務セキュリティ及び在庫の維持、給与支払及び従業員ベネフィットの処理、又はその他最低限の基本業務を遂行するために必要最低限の現場活動は何か。
- 停止されなければならない残りの現場業務は何か、また、現場業務の閉鎖をいかに計画、実施して、従業員、顧客、業者などへ通達するか。企業は、現場業務運営の無期限停止に備えることを勧める。（ベイエリアの各郡による屋内退避指令に基づく制限は 2020 年 5 月 3 日に期限切れとなる予定であるが、州全域の CA 指令は終了日を特定しておらず、ニュースム知事から通知があるまで適用される。）
  - 現場業務の停止は、雇用法の遵守、従業員ベネフィット、移民法、保険補償、労災補償、及び契約上の義務に、著しい影響を及ぼす可能性がある。  
法律顧問と相談の上、遵守要請事項の特定と対処に努めることを勧める。

事態は目まぐるしい速さで進行している状況であり、COVID-19 の感染拡大と、連邦、州、及び地方自治体からの追加指令の発令、並びに CA 指令及び自治体の屋内退避指令の解釈及び施行の進捗により、本ニュースレターの内容は更新されることに留意されたい。

問い合わせ先： Yorozu 法律事務所

萬（よろず）タシャ 代表弁護士 ([tasha.yorozu@yorozlaw.com](mailto:tasha.yorozu@yorozlaw.com))

アニー・C・ルウ シニア・アソシエイト弁護士 ([anne.lew@yorozulaw.com](mailto:anne.lew@yorozulaw.com))

河西 香織 米国公認会計士 ([kaori.kasai@yorozulaw.com](mailto:kaori.kasai@yorozulaw.com))

エイドリアン・C・リポマ アソシエイト弁護士 ([adrienne.lipoma@yorozulaw.com](mailto:adrienne.lipoma@yorozulaw.com))

追加情報リスト：

- カリフォルニア州 屋内退避指令 (California Shelter-in-Place Order)
  - [Executive Order N-33-20](#)
  - [Frequently asked questions](#)
  - [Essential Critical Infrastructure Workers](#) 一覧
- サンフランシスコ市・郡 屋内退避指令 (City and County of San Francisco Shelter-in-Place Order)
  - [Order of the Health Officer No. C19-07 \(Superseded\)](#)
  - [Order of the Health Officer No. C19-07\(b\)](#)
  - [Frequently asked questions](#)
- カリフォルニア州公衆衛生局 (California Department of Public Health)
  - [COVID-19 Updates](#)
- 米国労働安全衛生局 (US Department of Labor Occupational Safety and Health Administration)
  - [Guidance on Preparing Workplaces for COVID-19](#)

なお、本ニュースレターの内容は、JETROサンフランシスコに寄稿しており、近日中にJETROのウェブサイトでも掲載される予定となっております。

注意：本ニュースレターは、標題に関するすべての情報を網羅するものではなく、ごく概要をお伝えするものです。また、ここで扱う内容は、一般的事実としてお伝えするものであり、特定の状況に対する法的アドバイスではなく、それを意図したものではありません。